

予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：民生費 項：女性保護費 目：女性保護費

事業名 民間シェルター確保等事業費補助金

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

健康福祉部子ども・女性局子ども家庭課 家庭支援係 電話番号：058-272-1111 (内 2678)

E-mail：c11217@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 1,508千円 (前年度予算額：1,508千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財産 収入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	1,508	0	0	0	0	0	0	0	1,508
要求額	1,508	0	0	0	0	0	0	0	1,508
決定額	1,508	0	0	0	0	0	0	0	1,508

2 要求内容

(1) 要求の趣旨 (現状と課題)

- ・県内のDV被害相談件数は、令和元年度3,489件で、5年前(平成27年度3,346件)と比べ増加している。
- ・増加するDV被害に対応するため、民間支援団体によるシェルターの確保と被害者の自立支援の活動に対し経費を助成し、地域におけるDV被害者の保護、自立支援体制の充実及び被害者の早期自立を図る。
- ・DV被害者の「心のケア」のため、民間支援団体によるサポートグループの運営に対し経費を助成し、繰り返し家庭内で暴力を受けてきた被害者の心理的な安定、自立後の継続的な支援を図る。

※サポートグループとは…同じ体験を有する者同士が、体験や感情を共有し、情報を交換し合う場

(2) 事業内容

民間支援団体によるシェルターの確保と被害者の自立支援の活動に対し経費を助成し、地域におけるDV被害者の保護、自立支援体制の充実及び被害者の早期自立及び自立後の継続的な支援の促進を図ります。

- ①民間支援団体による民間シェルターの確保・運営に要する経費の助成
- ②民間支援団体による被害者の自立支援事業（電話相談・カウンセリング・訪問支援、情報提供等）に要する経費の助成
- ③民間支援団体によるサポートグループの運営に要する経費の助成
- ④民間支援団体によるDV被害者の面会交流支援に要する経費の助成
- ⑤民間支援団体による被害者の自立支援事業（同行支援）に要する経費の助成

（３）県負担・補助率の考え方

- ・①、②、⑤は県 3 / 4、民間団体 1 / 2
- ・③、④は県 1 / 2、民間団体 1 / 2
- ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」（平成 20 年内閣府、国家公安委員会、法務省、厚生労働省告示第 1 号）で、地方公共団体が民間支援団体への財政的援助等、必要な援助をすることが望ましい旨記載されている。

（４）類似事業の有無

- ・無

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
補助金	1,508	民間支援団体によるシェルターの確保と被害者の自立支援の活動に対し経費を助成
合計	1,508	

決定額の考え方

4 参考事項

（１）各種計画での位置づけ

- ・岐阜県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画（第 4 次）

（２）国・他県の状況

- ・都道府県、市町村が行う民間シェルターに対する財政的援助について、特別交付税の算定基準に盛り込まれている。
- ・都道府県による補助状況 19 県 72 団体（R 元年度内閣府調査）

県単独補助金事業評価調書

新規要求事業

継続要求事業

補助事業名	民間シェルター確保等事業費補助金
補助事業者（団体）	シェルター設置、自立支援事業を実施する民間団体 （理由）「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」（平成20年内閣府、国家公安委員会、法務省、厚生労働省告示第1号）で、地方公共団体が民間支援団体への財政的援助等、必要な援助をすることが望ましい旨記載されている。
補助事業の概要	（目的）増加するDV被害に対応するため （内容）民間支援団体によるシェルター確保と被害者の自立支援活動への経費助成及び地域におけるDV被害者の保護、自立支援体制の充実、被害者の早期自立及び自立後の継続的な支援の促進を図る。
補助率・補助単価等	定額・定率・その他（例：人件費相当額） （内容）民間シェルターの確保・運営、自立支援事業、同行支援については、県3/4、民間団体1/4 サポートグループ、面会交流支援 県1/2、民間団体1/2 （理由）「岐阜県民間シェルター確保等事業費補助金交付要綱」による。
補助効果	地域の民間団体によるDV被害者の保護、自立支援事業の実施により、行政におけるDV被害者支援と併せて、支援体制のさらなる充実が見込まれる。
終期の設定	終期 令和6年度 （終期到来時の翌年度以降の事業方針） 県内のDV被害相談件数は増加傾向にあり、行政における保護や支援後にも継続的に支援を行っていくには、民間支援団体におけるアウトリーチ支援などと連携し切れ目のない支援継続していく必要がある。

（事業目標）

・終期までに何をどのような状態にしたいのか

民間支援団体によるDV被害者支援の活動に対し助成することで、地域におけるDV被害者の保護、自立支援体制の充実の促進、自立に向けた心のケアを図る。

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前 (H21年度末)	目標 (R3年度末)	目標 (終期)
① 補助団体数	0	2	2

	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度 (要求)
補助金交付実績	807 千円	878 千円	858 千円	(予算額) 1,508 千円	(要求額) 1,508 千円
指標①目標	2	2	2	2	2
指標①実績	2	2	2	(推計値) 2	(推計値) 2
指標①達成率	100%	100%	100%	(推計値) 100%	(推計値) 100%

(前年度の成果)

地域の民間団体によるDV被害者の保護、自立支援事業の実施により、行政におけるDV被害者支援と併せて、県下のDV被害者に対する支援体制のさらなる充実が見込まれる。

(今後の課題)

・事業が直面する課題や改善が必要な事項

DV相談件数は増加傾向にあり、地域におけるDV被害者の支援体制のさらなる充実が求められている。

(事業の評価)

・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か）

○：必要性が高い △：必要性が低い

(評価)

○

民間団体によるシェルターの確保や自立支援事業に対し助成することで、被害者に寄り沿ったきめ細かな支援の実施が期待できる。また、今後、行政と民間が連携しながら、より効果的な支援体制を確立していくためにも、事業の必要性が高い。

・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか）

○：概ね期待どおりまたはそれ以上の成果が得られている

△：まだ期待どおりの成果が得られていない

(評価)

○

地域におけるDV被害者支援の充実を図るとともに、民間支援団体の活動を支援することで、民間支援団体の育成にも効果があり、有効な事業である。

・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか）

○：効率化は図られている △：向上の余地がある

(評価)

○

各民間団体の事業実施状況について、連携会議等を通じて把握している他、団体側からも、補助事業の実施方法等について意見を徴収することで、より有効に事業が実施されるよう検証しながら進めており、効率化が図られている。

(事業の見直し検討)

地域において、被害者に寄り沿ったきめ細かな支援の実施が期待できる上、行政と民間が連携しながら、より効果的な支援体制を確立していくためにも、継続して実施することが重要である。

(終期到来時の翌年度以降の事業方針)

継続・削除・統合・廃止

(理由) 県内のDV被害相談件数は増加傾向にあり、行政における保護や支援後にも継続的に支援を行っていくには、民間支援団体におけるアウトリーチ支援などと連携し切れ目のない支援継続していく必要がある。